

# 給水装置工事しゅん工における 写真検査実施マニュアル



令和 8 年 2 月  
福島市上下水道局給水課  
給水検査係

# しゅん工検査の予約について

現在、電話や窓口で予約している「しゅん工検査」をオンライン申請(LOGOフォーム)で予約を開始します。

なお、引き続き従来の電話や窓口の受付も致します。

アドレス及びQRコード表示

<https://logoform.jp/f/dtmCt>



# 写真検査概要

1. 給水装置工事の内容が、次のいずれかに該当する場合は写真検査を行う。
  - ① 工事種別が「新設」で、 $\phi 13\text{mm}$ ・ $\phi 20\text{mm}$ ・ $\phi 25\text{mm}$ の小口径メーターを取り付ける新築の一般住宅の工事及び一般住宅以外の新設工事。  
(中小店舗(特殊器具無し、14栓以内)ドラッグストア等)
  - ② 工事種別が「改造」で、全面的に建て替えを行い、新設同様の施工をした一般住宅の工事及び一般住宅以外の全面的建て替えの場合。
  - ③ 工事用仮設給水栓工事、分岐～止水栓止め工事。

# 写真検査概要

- ④ 一部改造工事(自家水切り替えを除く)。ただし、複雑な工事の場合は給水課と協議すること。
- ⑤ 給水本管工事で、分岐する止水栓が5箇所までのもの。
- ⑥ その他、水道事業管理者が写真検査を行うことが適当であると認めた工事。

※ なお、標記以外の給水装置工事しゅん工検査については、現場検査で実施する。

2. 写真検査を行う工事現場について、水道事業管理者が必要と認める場合は詳細確認のため現場検査を行うことができるものとする。

# 写真検査までの手順と合格までの流れ

1. 写真しゅん工検査関係書類の提出前に社内しゅん工検査を実施し、写真及びしゅん工図が申請内容と相違がないか確認のうえ提出すること。  
提出の際は、申込者の入居予定日を十分考慮し提出すること。  
なお、検査は引渡し前に実施することが原則です。  
※しゅん工図：A4縦orA3横、工事箇所朱線
2. 受付日より、概ね14日以内に写真検査等を実施します。合格であれば「給水装置しゅん工検査通知書」を発行します。指定給水装置工事事業者(以下事業者)が受理したとき、合格したものとします。  
なお、給水装置しゅん工検査通知書は申請者に必ず渡すこと。

# 写真検査までの手順と合格までの流れ

3. 写真に不備がある場合や現場等に疑義が生じた場合は、検査員の指示に従い、速やかに対処すること。また、確認のため、現地での検査を行う場合があります。
4. 手直し工事がある場合は速やかに工事を実施し、検査員の確認をとること。
5. 事業者は、写真検査後、合格してから所有者に給水装置を引き渡さなければなりません。また、それ以外の検査のときも同様です。

# 工事写真台帳様式と黒板

1. 工事写真台帳の様式は別紙サンプル写真帳(P10～)のように3枚の写真を貼り付けるタイプとし、サイズはA4版(両面印刷)とする。  
表紙には、「受付番号」・「給水装置設置場所」・「申込者氏名」・「事業者名」・「主任技術者」を記載する。また、撮影者名を記載すること。  
なお、押印不要です。
2. 写真はカラー写真で、写真の大きさは、横11cm×縦8cm程度とする。  
逆光になっている写真や暗い写真は不可とし、鮮明に撮影すること。

# 工事写真台帳様式と黒板

3. 写真は貼り付け、または、パソコン処理で整理すること。
4. 工事写真用看板は手持ちの黒板または白板を用い、「受付番号」・「設置場所」・「申込者氏名」・「撮影年月日」・「撮影内容」・「事業者名」を入れ撮影すること。(電子小黒板、電子小黒板と通常黒板の混在も可とする)

# 工事写真台帳様式と黒板

5. 工事写真台帳余白部分に、撮影内容の説明を明記すること。
6. 黒板等を置く場合、新築などで内装や器具類へ支障を来たすときは、A4サイズの紙等「4.」に記載の項目で撮影をしても可とする。  
※台帳への記載を可とする。
7. 工事写真用看板が無い場合は、福島地区管工事協同組合へ相談すること。

# 工事写真撮影項目と写真撮影要領

## 1. 外部配管状況(埋設深度)

- ① スタッフや水系等を用い埋設深度と設計GLが明瞭にわかるように撮影すること。(整地後の掘削による深度測定を基本とし、断面図を台帳余白に記載する)
- ② 管種・口径がわかるように撮影すること。
- ③ 埋設深度測定箇所はメーターと水抜栓の間での測定を原則とする。
- ④ 埋設深度が40cm未満(給水本管にあっては60cm未満)の場合は検査不合格となる。

# 工事写真撮影項目と写真撮影要領

## 2. 水圧試験

- ① 実施する水圧試験区間を確認し試験を行うこと。
- ② 常圧試験と水圧試験(0.98MPaを2分間以上)を水圧計の針が判読できるように撮影すること。(メーターボックスが写る位置で実施する)
- ③ 水圧試験は時計を置き、時間経過がわかるように撮影すること。
- ④ 常圧・水圧試験時の配管接続状態がわかるよう撮影すること。  
※ゲージをアップで撮影する際は、ゲージと時計の時刻がわかるよう一緒に撮影する。  
※止水栓～メーター間が新設管またはポリエチレン管の場合は水圧試験を実施する。

# 工事写真撮影項目と写真撮影要領

## 3. メーター取付け

- ① 正常な向きが確認できるように、メーターの蓋を開けて撮影すること。
- ② メーター種別、番号、口径、検満年月、流れる方向がわかるようアップでも撮影すること。
- ③ ロケーティングワイヤーとキャップが見えるように撮影すること。
- ④ 水道メーターは泥などが付着していない清浄な状態で撮影すること。  
※水道メーターボックス内も清浄な状態で撮影すること。

# 工事写真撮影項目と写真撮影要領

## 4. 水質試験(残塩測定)状況

① 残留塩素測定結果は、黒板等に数値を記載し、撮影すること。

※福島市上下水道局水安全計画に基づき残留塩素濃度 0.2mg/ℓ以上を確保すること

※残留塩素濃度が低い場合、確認のため再測定をお願いする場合がある。

② 水栓から水を流している状況と主任技術者が残留塩素を測定している状況写真を撮影すること。

※撮影時ヘルメットを着用しマスクは外すこと

# 工事写真撮影項目と写真撮影要領

## 5. 給水用具(新設、改造する水栓は全て撮影すること)

- ① 新設、改造した水栓は全て撮影すること。既設水栓は撮影しない。
- ② しゅん工図に記載の水栓リスト番号及び名称を黒板等に記入し撮影すること。

## 6. ヘッダー及び分岐・変換

- ① ヘッダーの配列、配管系統が確認でき判読できるように撮影すること。
- ② 保育所等、複数のトイレや手洗いがある場合は、水栓リスト番号と水栓名を記入すること。
- ③ 配管状況、保温状況がわかるように撮影すること。

# 工事写真撮影項目と写真撮影要領

## 7. 弁栓類(弁栓類の数だけ撮影)

- ① 設置後の状況を撮影すること。
- ② 全景と蓋を開けた状態で撮影すること。
- ③ ロケーティングワイヤーとキャップが見えるように撮影すること。

## 8. 立ち上り管や保護・保温の状況

- ① 管の保護、保温の状況を撮影すること。
- ② 管種が確認できるように保温前と保温後を撮影すること。

# 工事写真撮影項目と写真撮影要領

## 9. 撮影箇所図(写真検査用しゅん工図)

- ① 1.～8.の各写真撮影項目の撮影箇所・方向を図面に記載し写真撮影箇所図として提出すること。  
※写真台帳との整合をはかり見やすくすること。

# その他

1. 特殊器具である給湯器用逆止弁など、逆止弁が必要な場合は、給水装置への取り付け状況写真を撮影し、位置がわかる図面を添付し提出すること。また、受水槽を設置した場合も同様に行うこと。
2. 止水栓等のオフセットについては、しゅん工図に記載して提出すること。また、正確に測定すること。(10cm単位で記入)
3. 現場内の清掃を行うなど撮影状態の向上に努めること。(特にメーターボックス内)

# その他

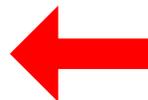
4. 写真がない場合は、現行どおりの現場検査を行うものとする。
5. フレキ管を使用する場合は、逆止弁やアングル止水栓の二次側で使用するここと。
6. 給水装置工事に関する写真や資料の提出に関し、虚偽の内容であることが発覚した場合は、水道法、福島市水道条例並びに福島市上下水道局指定給水装置工事事業者規程に基づき、厳正に対処する。

# その他（水道メーター取付について）

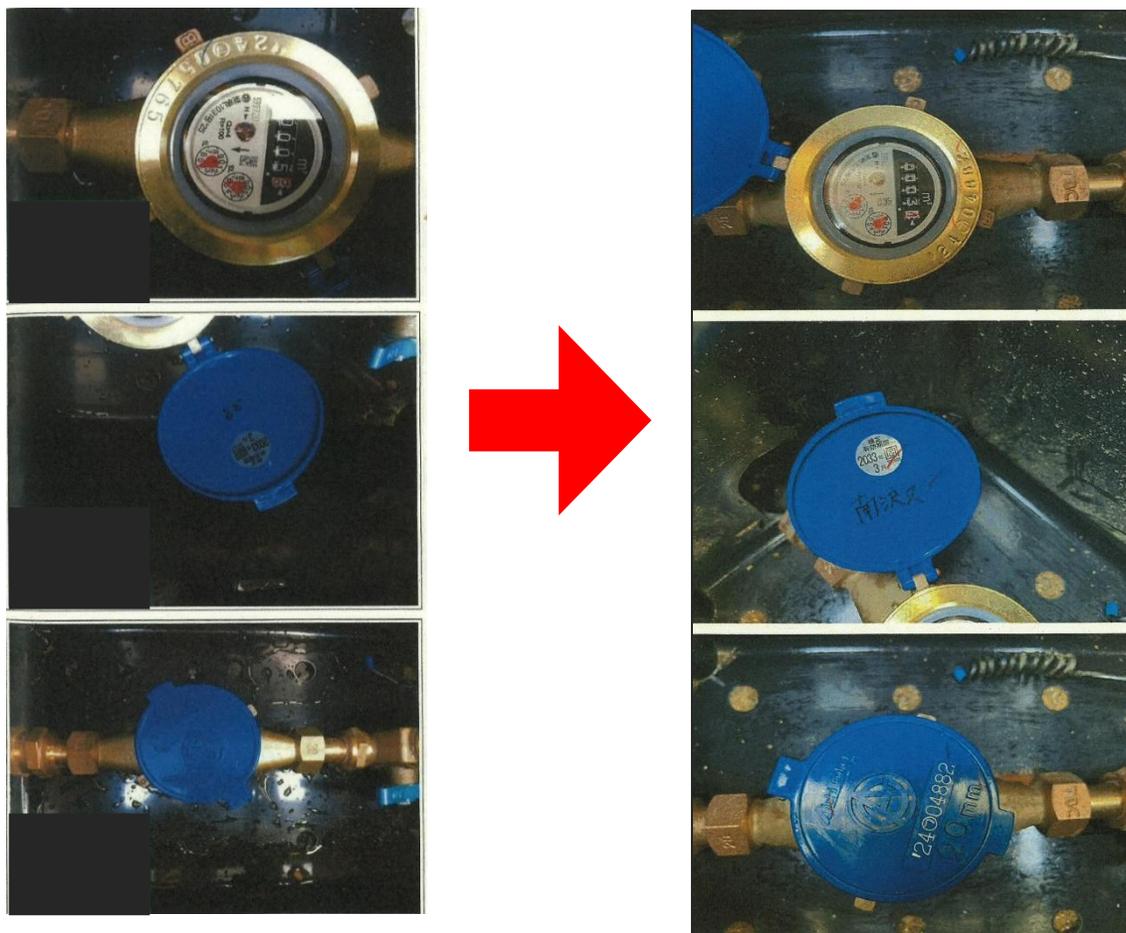


水道メーターの指示ユニットが逆を向いている事案が発生しました。（水の流れる方向に対して指示部が逆を向いている）

メーター取付の際は、蓋とメーター本体の番号、指示ユニットと本体の水の流れる方向を確認し、取付するようにしてください。

 水の流れる方向

# その他（水道メーター番号照合について）



写真検査において水道メーター番号の照合写真が必須項目ですが、蓋の刻印番号と本体刻印番号が見えづらい場合がありますので、墨入れや写真撮影の工夫をお願い致します。

# その他（工事期間延長届について）

工 事 期 間 延 長 届

年 月 日

給 水 課 長 様

受託工事業者  
(指定給水装置工事事業者)  
コード：  
給水装置工事主任技術者

下記の理由により工事期間の延長を申請いたします。

記

受付番号			
給水装置の場所	住 所	福島市	
申 込 者 氏 名			
工 事 種 別	新設 改造 撤去	工事期間	承認日より 年 月まで ( 日)
工事期間の変更理由			
工事期間の変更月日	承認日より 年 月まで( 日)		

工事期間を過ぎている申請書が多くなっていますので、適正な工程管理の徹底をお願いします。

また、工事期間を過ぎる場合は、速やかに工事期間延長届の提出をお願い致します。

# その他（主任技術者変更届について）

主任技術者変更届

年 月 日

給水課長 様

指定給水装置工事事業者

受付番号	
給水装置住所	
申込者 (給水装置所有者)	
主任技術者 (変更前)	
主任技術者 (変更後)	
変更理由	
変更年月日	

やむを得ない事情(退職・病気療養など)により主任技術者を変更する場合は、速やかに主任技術者変更届の提出をお願い致します。

# しゅん工図作成マニュアル

## 1.敷地・道路・本管について

- ① 敷地に隣接する道路・歩道・側溝の種類・幅員を必ず記入すること。舗装の状態は「(未舗装)」ではなく、「(砂利)(土)(インターロッキング)」等の詳細を記入すること。
- ② 本管と並列している管の情報は、小口径は除き、管種・口径を記入すること。
- ③ 配水管及び給水管が 50 mm以上の場合は、口径別表示記号で記入すること。(新設管含む)

# しゅん工図作成マニュアル

- ④ 敷地に接する道路がある場合、全ての道路を記入すること。
- ⑤ 本管が敷地より遠く、図面に記入することが困難な場合は、配置図等を記入し、図面を省略することも可能である。
- ⑥ 給水本管は、本管取出しから排水施設までの管延長を記入すること。  
※大規模な場合は、管種・口径が変わる毎に管距離の記載が必要である。

# しゅん工図作成マニュアル

## 2.縮尺・記号・フォント等について

- ① しゅん工図の縮尺は原則  $1/100 \cdot 1/150 \cdot 1/200 \cdot 1/500$  とする。  
図面に収まらない場合は  $1/1000$ でも構わないが、それ以外の縮尺の場合は協議すること。
- ② 縮尺と図面は合わせること。
- ③ 管・線・記号の表し方は「－給水装置工事設計施行指針－」参照。
- ④ 文字のフォント、大きさ等は「－給水装置工事設計施行指針－」参照。

# しゅん工図作成マニュアル

## 3. 図面の書き方等について

- ① 方位は必ず記入し、北方向を上方になるように表す。
- ② XPEP(架橋ポリエチレン管)・XEPD(架橋ポリブデン管)・フレキ管の線の曲がり角を図面に描くときは、角は直角ではなく丸めて表す。
- ③ 管種・口径の記入は、管種、口径が変わる場合や弁栓類の前後、宅内に入る時には必ず記入すること。

# しゅん工図作成マニュアル

- ④ 口径の途中で管種が変わる時は「|」を記入する。口径が変わる時は「▽」を記入する。また、管種と口径の両方が変わる時は「▽」を記入する。なお、枝管や違径チーズを使用している箇所には「▽」・「|」は不要である。
- ⑤ 敷地の広い建物でも、建物内配管が同じ管種・口径であれば、管種・口径の記入は1箇所でよい。

# しゅん工図作成マニュアル

- ⑥ 区画数が多く、取出し管や止水栓を書くスペースに限りがある場合は、「PPφ20<sup>Ⓜ</sup>×10」や「止水栓φ20×10」のように、まとめて記入してもよい。
- ⑦ オフセットは、境界線や道路(なるべく無くならない構造物)から平行にとる。
- ⑧ 権利保持の場合は、撤去済み建物の形とメーターのあった場所を記入すること。

# しゅん工図作成マニュアル

- ⑨ 分岐工事等で配水管位置図を表す場合は、側溝等から本管の離れの距離を記入すること。
- ⑩ 床下点検口は、ヘッダー近くにある場合はしゅん工図には記入不要であるが、ヘッダーから離れた箇所にある場合は記入する。
- ⑪ アパートの場合、「M」の記号近くに部屋番号を記入すること。
- ⑫ 受水槽式給水の場合は、直結給水部分(受水槽まで)と受水槽以下に分けて記入すること。

# しゅん工図作成マニュアル

## 4.その他

- ① 図面袋がついている場合は、A3 判の左上の水栓番号(局使用欄)の下に、「残塩と水圧」を記入できるようにすること。
- ② 書き方や、給水栓リストの表記名は、別紙「給水栓リスト」・「管種表示リスト」・「ー給水装置工事設計施行指針ー」を参照の事。
- ③ 位置図は、建物ではなく敷地を囲むこと。
- ④ 道路幅員等の数値は、四捨五入して小数点第一位までとする。(例 1.35→1.4)
- ⑤ 止水栓位置の数値は、四捨五入して小数点第一位までとする。